

○厚生労働省告示第百五十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

1の生物学的製剤の表インフルエンザHAワクチンの項中

- 1 内容量が0.5mLであるとき。  
142本
- 2 内容量が1mLであるとき。  
72本
- 3 内容量が5mLであるとき。  
11本
- 4 内容量が10mLであるとき。  
9本

1 内容量が0.25mLであるとき。

を

- |                          |
|--------------------------|
| 262本                     |
| 2 容量が0.5mlであるとき。<br>142本 |
| 3 容量が1mlであるとき。<br>72本    |
| 4 容量が5mlであるとき。<br>11本    |
| 5 容量が10mlであるとき。<br>9本    |

に改める。

」